

自動体外式除細動器貸出事務取扱要領

平成18年 1月23日
一部改正 平成19年 7月12日
一部改正 平成22年11月11日
一部改正 平成25年 4月 1日

(趣旨)

第1 この要領は、長野県健康福祉部医療推進課が保有する自動体外式除細動器（以下「AED」という。）の貸出の手続きについて、財産関係例規に定めるもののほか、必要な事項を定め、円滑な利用に資することを目的とする。

(物品の種類及び保管場所)

第2 この要領によるAEDの種類、数量、名称及び保管場所は、次のとおりとする。

種類	数量	名称	保管場所
診療治療器具	4	自動体外式除細動器（AED）ハートスタート FRx	医療推進課

(貸出の申請)

第3 貸出を受けようとする者は、「自動体外式除細動器（AED）貸出申請書」（様式第1号）により、医療推進課長に申請するものとする。

(貸出の決定)

第4 医療推進課長は、前条の申請があった場合は、速やかに貸出の適否について決定し、「自動体外式除細動器（AED）貸出決定通知書」（様式第2号）により当該貸出申請を行った者に通知するものとする。

(貸出の方法等)

第5 前条の規定により貸出の決定を受けた者は、「自動体外式除細動器（AED）貸出決定通知書」に記載された貸出期間開始後に、医療推進課においてAEDを受けるものとする。

2 前項の規定により貸出を受けた者は、「自動体外式除細動器（AED）貸出決定通知書」に記載された貸出期間終了までに、医療推進課へ返却するものとする。